

柏崎市社会福祉協議会非常勤職員募集要項

社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会では、次のとおり非常勤職員を募集します。

1 受付期間 随時受け付けています。

市販の履歴書に必要事項を記入（顔写真添付）し、本会総務課までご提出ください。受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

2 採用職種、採用予定数、受験資格等

職 種	採用人数	受 験 資 格
非常勤職員 介護支援専門 員	1 名	次の資格のいずれかを有する方（取得見込不可） 介護支援専門員又は主任介護支援専門員

※上記資格のほか、普通自動車運転免許（A T 限定可）を有する方

3 申込資格

受験資格を満たす方で、採用時に当会事業所へ通勤可能な方

※ ただし、次のいずれかに該当する方は、受験できません。

- （1）被後見人及び被保佐人
- （2）禁錮以上の刑に処され、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの方
- （3）日本国憲法制定の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

4 勤 務 地 当会が運営する下記事業所

柏崎市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所 （柏崎市扇町3-37）

5 業務内容

居宅介護支援事業所におけるケアマネジメント業務（指定介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務を含む。）

6 試験日時及び試験場所

日 時 履歴書提出後、おおむね 10 日以内に面接日をお知らせします。

場 所 柏崎市総合福祉センター 柏崎市豊町3番59号 0257-22-1411

方 法 面 接

7 合格者の決定及び採用日

採用試験の可否については、面接後おおむね 10 日以内に、電話又は書面にて通知します。

採用日は、相談の上決定

8 給与等

- (1) 給 与 社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会雇用契約職員に関する細則によります。
主任介護支援専門員・介護支援専門員 時給 1,200円
- (2) 手 当 雇用契約職員に関する細則に基づく通勤手当等が支給されます。
- (3) 雇用期間 採用の日から令和7年3月31日（更新の可能性あり）
- (4) 勤務時間 始業午前8時30分から終業午後5時30分までの間で1日6時間（相談可）、週3日程度（週20時間未満）勤務とします。ただし、業務の都合その他やむを得ない事情により、これらを繰り上げ、又は繰り下げることがあります。
- (5) 休日 土・日曜日、国民の祝日、1月2日から3日及び12月29日から31日
- (6) 福利厚生 年次有給休暇あり。労災保険に加入します。詳細は、本会雇用契約職員の細則によります。

9 受験手続

(1) 申込方法

市販の履歴書に所要事項を記入し、写真（上半身、脱帽、正面向、縦4cm、横3cm、過去3か月以内）1枚貼付（裏面に撮影年月日・氏名記入のこと）、資格を証明できる資料を添付して、社会福祉法人 柏崎市社会福祉協議会事務局に直接持参するか、郵送してください。

※ 履歴書余白部分に、「介護支援専門員」とご記入ください。

(2) 記入の注意等

- ① 記載は、全て黒ボールペン等を用いてください。
- ② 数字は、全て算用数字を用いてください。
- ③ 記載事項に不正があると採用資格を失うことがあります。
- ④ 郵送で履歴書を提出する場合は、簡易書留等確実な方法をとってください。

10 照会・送付先等

申込方法及びこの試験について御不明な点がございましたら、下記にご連絡ください。

社会福祉法人 柏崎市社会福祉協議会

〒945-0045 柏崎市豊町3番59号 柏崎市総合福祉センター内

TEL (0257) 22-1411（担当：総務課 松原・野澤）